

つむぐ

No.154

[2021.1]



新年のごあいさつ

地域社会貢献事業

税制改正提言活動

各種セミナー・研修会

新年のごあいさつ	与信管理セミナー	20
公益社団法人一宮法人会 会長 森 克彦 1	税経部会「税務研修・定例会」	21
名古屋国税局 課税第二部長 鈴木 友康 2	青年部会「税務研修」	21
一宮税務署 署長 大日向満治 3	女性部会	22
公益社団法人一宮法人会 役員一同 4	Zoomセミナー／副署長講演	
納税功労表彰受彰者 5	定例研修会	23
秋の叙勲・褒章受章を祝う 6	年末調整説明会	23
令和3年度 税制改正に関する提言(要約) 7	支部税務研修	23
行動する法人会 10	支部のうごき	24
税務広報 11	はじめまして新会員の紹介	24
労災対策セミナー(オンラインセミナー) 19	編集後記	24
税を考える週間広報 19		



表紙

平和らくらくプラザ

所在地：稲沢市平和町横池三番割19

TEL：0567-46-5600

概要：バーディプール・お風呂・トレーニングルーム・遊戯室・喫茶などを備えた交流型の健康づくり施設です。

新年あけまして
おめでとうござります

令和三年の年頭にあたり 謹んで新年のご挨拶を申し上げます

皆様方には日頃から法人会の活動運営につきまして ご支援ご協力をいただき心から感謝いたします

さて 皆様方の企業におかれましては 新しい生活様式に積極的に取り組み様々など努力を重ねておられることと思います

私ども法人会といたしましても 新しい生活様式に対応するための事業への取り組みに一層努め今後も法人会だからこそ必要とされ 実施できる活動を企画して参りますので引続き会員の皆様には何卒ご理解とご協力を賜りたいと存じます

何かと不自由な生活が続いていますが このような状況が一日も早く解消され 平穏な日々が取り戻せることを心より切望するとともに 皆様の益々のご健勝並びにご繁栄を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます

公益社団法人一宮法人会

会長 森

克彦



年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長
鈴木 友康



令和三年の年頭に当たり、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛要請や緊急事態宣言の発出等が行われ、様々な局面で異例の対応を強いられる年となりました。

一方、東海地方出身の藤井聡太棋士の史上最年少での2冠獲得と八段昇段といった次世代を担う若者が活躍するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で、新しく迎える年が、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化などにより大きく変化しております。このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課された使命を果たすためには、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする税務行政のスマート化を目指す必要があります。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化の推進等に取り組んでいるところではありますが、これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が不可欠であると考えております。

また、昨年は、多くの企業の方にとって、軽減税率制度実施後の初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていたことができたと考えており、法人会の皆様が、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後は更に、軽減税率制度の定着・インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶

一宮税務署 署長
大日向 満治



令和三年を迎え、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

昨年の7月に一宮税務署長を拝命して以来、早いもので半年が経過しました。

この間、貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、税知識の普及を目的とした定例研修会や各支部における研修会の開催などを積極的に行うとともに、租税教室への講師派遣、税の絵はがきコンクール募集など、次代を担う子供たちを対象とした租税教育活動を組織を挙げて展開されており、大変心強く感じているところであります。

これもひとえに、会長をはじめ役員の方々の並々ならぬご尽力と、会員の皆様のご理解とご協力の賜物であると心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、間もなく、令和二年分の所得税及び個人事業者の消費税等の確定申告の時期を迎えます。本年も「一宮地場産業ファッションデザインセンター」に申告会場を開設することとしておりますが、例年、大変な混雑状況となっております。

私どもとしましては、社会的距離の確保など感染防止に配慮した相談会場の運営に努めるとともにICTを活用した利便性の高い申告手続き等を推進してまいりたいと考えております。

昨年からは、スマートフォンを利用した申告書の作成・送信を御利用いただける方の範囲が広がっております。ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちであれば、マイナンバーカードを使用してe-Taxで申告ができます。また、最寄りの税務署でID・パスワードの発行を受けることにより、マイナンバーカードやICカードリーダーライターがなくても、パソコンやスマホからe-Taxで申告ができます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、自宅やオフィスから申告等の手続きを完了できるe-Taxの御利用に、会員企業の役員の皆様をはじめ、従業員の皆様方にも御協力いただきますようお願い申し上げます。

e-Taxにつきましては、これまでも法人税、消費税及び源泉所得税等のe-Taxの普及・拡大に向けて、会員の皆様方の積極的な御利用と、会を挙げての推進活動をしていただいております。改めて深く感謝申し上げます。これからも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御多幸並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



公益社団法人一宮法人会 役員一同

役職名	氏名	法人名	
会長	森 克彦	モ リ リ ン (株)	
副会長	豊島 半七	豊 島 (株)	
	向山 支部長	榊 原 建 設 (株)	
		則 竹 伸 也	共 和 食 品 工 業 (株)
		滝 幹 夫	(株) 滝 善
常任理事	児島 秀光	(株) 秀 興 組	
	事業委員長	金 森 和 広	(株) カ ナ ッ ク ス
	税務経理研究部会長	三 島 啓 一	サンファインウール(株)
	女性部会長	五 藤 達 代	大 蔵 通 商 (株)
	広報委員長	加 藤 豪	(有) 藤 市 殖 産 業
	総務委員長	小 島 洋 一	(株) 愛 和 産 業
	専務理事	小 柳 宏	(公 社) 一 宮 法 人 会
	大志支部長	木 全 義 信	(株) カ ー サ イ 太 利 屋
	本町支部長	木 村 実	(株) 木 村 硝 子 店
	栄支部長	大 鹿 晃 裕	大 鹿 (株)
神山支部長	永 田 忠 義	永 田 (株)	
宮西支部長	森 俊 一 郎	モ リ 印 刷 (株)	
貫船支部長	森 幹 昇	(資) ヒ ロ ミ 写 真 機 店	
富士支部長	大 崎 政 雄	大 崎 機 工 (株)	
大江支部長	金 子 正 三	(株) 一 宮 看 板 店	
せんい支部長	佐 々 木 久 直	サ サ キ セ ル ム (株)	
丹陽支部長	植 田 常 幸	永 興 物 産 (株)	
奥支部長	時 田 典 幸	時 田 毛 織 (株)	
萩原支部長	花 木 達 美	花 正 建 設 (株)	
今伊勢支部長	佐 藤 純 史	金 銀 花 酒 造 (株)	
大和支部長	神 戸 孝 行	神 戸 産 業 (株)	
葉栗支部長	左 合 輝 行	丸 左 撚 糸 (株)	
浅井支部長	伊 藤 裕 彦	(有) ラ ム ダ	
西成支部長	長 谷 川 正 己	(株) 東 海 パ ン	
千秋支部長	平 松 誠 治	丸 松 織 布 (株)	
起支部長	永 田 秀 郎	起 織 物 商 店 (株)	
大徳支部長	近 藤 米 一	(名) 近 藤 商 店	
三条支部長	吉 田 達 弘	(株) 吉 田 組	
開明支部長	野 田 邦 彦	(株) ノ ダ ッ ク ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン	
厚生委員長・小信中島支部長	山 田 一 仁	(株) 山 田 家 具	
朝日支部長	坂 井 俊 夫	(株) 坂 井 工 業 所	
稲沢支部長	森 清 次	岩 本 製 菓 (株)	
木曾川支部長	矢 野 尚 彦	(株) 中 工	
北方支部長	高 橋 裕 之	曾 根 建 設 (株)	
祖父江支部長	吉 川 貴 祥	美 吉 建 設 (株)	
平和支部長	石 井 善 博	(株) ミ ヤ ケ ラ イ フ エ ー ジ ン シ ー	
税制委員長	光 松 裕 起	中 部 抵 抗 器 (株)	
組織委員長	青 木 俊 憲	(株) シ ー エ ー シ	
青年部会長	新 井 仁 志	(株) 森 の 木 ラ イ フ	
青年部会相談役	佐 々 憲 一	東 和 工 業 (株)	
	金 森 貴 史	春 日 ゴ ム 工 業 (株)	
	朴 本 明	い ち い 信 用 金 庫	
	森 茂 樹	尾 西 信 用 金 庫	
女性部会 副部会長	森 久 江	(株) 森 産 業 熊	
稲沢支部 副支部長	久 納 英 治	丸 徳 産 業 (株)	
税制委員会副委員長	塚 本 雅 弘	(株) 塚 本 印 刷	
監 事	水 谷 豊	(株) 水 谷	
	永 井 伸 治	(株) 永 井 水 道 設 備	
	大 塚 え い 子	(有) 指 英 商 店	

令和2年12月現在

税を考える週間

令和2年度

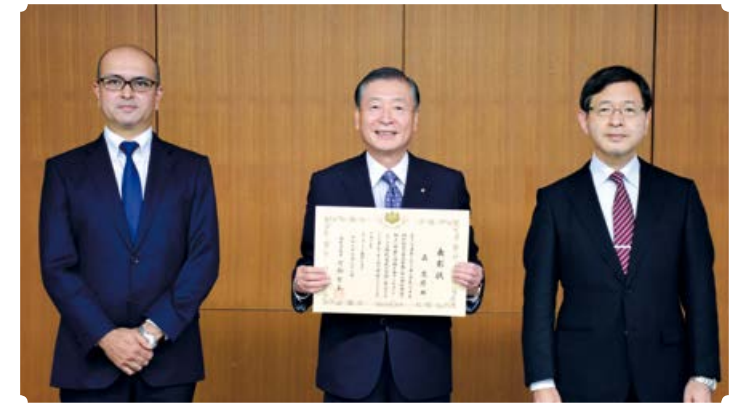
納税功労表彰受彰者

※記念撮影のため一時的にマスクの着用をいたしていません。

国税庁長官表彰受彰者

(敬称略)

氏名	役職名
森 克彦	公益社団法人一宮法人会 会長



一宮税務署長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏名	役職名
土 川 正 夫	公益社団法人一宮法人会 青年部会副部会長
中 村 文 子	公益社団法人一宮法人会 女性部会常任理事

一宮税務推進協議会長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏名	役職名
鈴 木 正 子	公益社団法人一宮法人会 女性部会常任理事
吉 川 貴 祥	公益社団法人一宮法人会 理 事
吉 田 達 弘	公益社団法人一宮法人会 理 事



令和2年度 一宮税務署長表彰記念



令和2年度 一宮税務推進協議会長表彰記念

令和2年

秋の叙勲・褒章受章を祝う

旭日双光章
金融業功労



木村 孚男 氏

尾西信用金庫
理事長

旭日単光章
中小企業振興功労



葛谷 幸男 氏

葛利毛織工業株式会社
代表取締役

黄綬褒章
業務精励
(教科書供給業)



林 茂夫 氏

松清本店合資会社
代表社員

令和3年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき。②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

○このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式会社を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し (2) 電子申告

III. 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

行動する法人会

令和3年度 税制改正に関する提言

一宮法人会では令和2年11月～12月、税制委員のメンバーが地元国会議員・地方自治体に全法連作成の「令和3年度税制改正に関する提言」と愛知県連作成の「令和3年度税制改正提言事項」を手渡して、税制提言活動を実施しました。

国会議員



自由民主党：江崎鐵磨議員



立憲民主党：岡本充功議員秘書



日本維新の会：杉本和巳議員

地方自治体



中野正康 一宮市長



横井忠史 一宮市議会議長



加藤錠司郎 稲沢市長



木村喜信 稲沢市議会議長

令和3年度 税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には
本格的な税財政改革を！

ご自宅からの
e-Taxが

お早めにご準備を

「新しい生活様式」

です



確定申告

(令和2年分の確定申告を予定されている方へ)

- ・ 申告は、「より安心・安全」な自宅からのe-Taxを是非ご利用ください。
- ・ e-Taxは、マイナンバーカードを準備していただくか、最寄りの税務署でID・パスワードを発行することで利用できます。
- ・ 詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。

確定申告の方法をYouTubeで紹介！
「動画で見る確定申告」は、
こちらからご覧ください。



名古屋国税局・税務署

スマホで確定申告！

～5つのステップで手続完結！～



YouTube
「国税庁動画チャンネル」
確定申告の方法を動画で紹介！

こちらからご覧ください。

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方

Android™の方

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

- 提出方法を選択してください。
- e-Tax (マイナンバーカード方式)
 - e-Tax (ID・パスワード方式)
 - 書面

○マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

○ID・パスワード方式
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

マイナンバーカード方式

「マイナポータルAP」をインストールしてください。

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID・パスワード方式

重要書類

ID (利用者識別番号)
1234567812345678

パスワード (暗証番号)
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

※ マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報が自動入力されます。

控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存

iPhone

申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

印刷画面まで進んだら申告は完了です。「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

困ったら"ふたば"にご相談ください

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

スマホでの相談はこちら！

- ※ ご利用には別途通信料がかかります。
- ※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。(一部、令和元年分の画面を使用しています。)
- ※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。
- ※ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ※ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

確定申告に関する相談は、AIチャットボットの「ふたば」をご利用ください。

24時間いつでもスマホ・パソコンでご利用いただけます。 ※メンテナンス時間を除きます。

相談は、
令和3年1月12日から



税務職員ふたば



AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます



スマホでのご利用はこちらから！

申告書の自動入力が始まります！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「マイナポータル連携」です。



まとめて取得



マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）をご用意ください



自動入力

証明書の内容の入力が不要！
保険料の区分も自動判定！
控除額も自動計算！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



※ 画面は開発中のものです。

国税庁特設ページ



令和2年10月

マイナポータル連携のご利用に当たっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。

マイナポータルはこちら



内閣府マイナポータル

申告書の自動入力が拡大します！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。令和2年10月時点の情報を基に作成しています。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力予定

令和4年分以降順次拡大予定

例えば...

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

株式等の取引関係

ふるさと納税

源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他



詳しくはこちら
国税庁マイナポータル連携特設ページ



国税庁

令和2年10月



国税の納付は、**簡単・便利な** 国税庁

ダイレクト納付 をご利用ください

ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約が不要です!
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
⇒ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!

地方税より 新に納付 方法のご案内

- 2019年10月から「地方税共通納税システム」が開始します。個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。詳しくはeL TAXホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

- ✓ **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。
- ✓ **e-Taxの利用開始手続をする**
e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。
- ✓ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

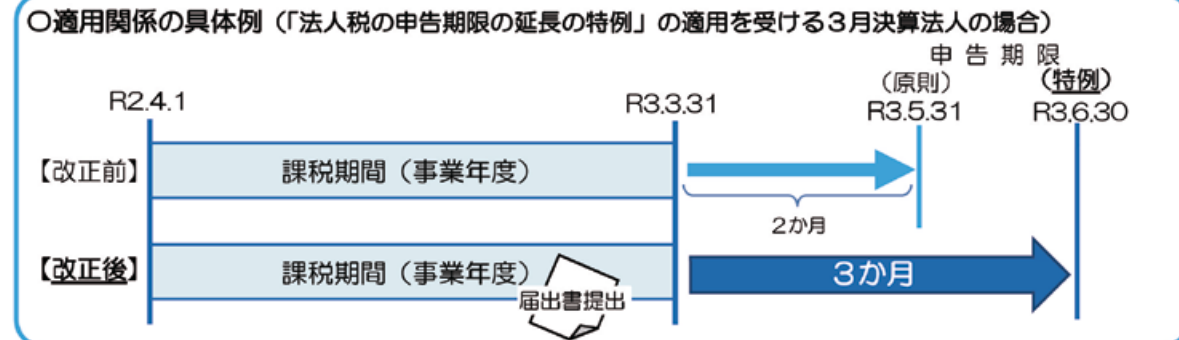
消費税法改正のお知らせ

令和2年4月
国税庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税法申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」(年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。)の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」(事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。)に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税法申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度(その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。)以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{※1}以外の建物)であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものに係る課税仕入れ等の税額については、**仕入税額控除の対象としないこととされました。**

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分(「居住用賃貸部分」といいます。)とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【適用開始時期】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。
【経過措置】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

労災対策セミナー(オンラインセミナー)

令和2年11月11日(水) e-ライブセミナー
参加申込者/38名

講師/社会保険労務士・精神保健福祉士 赤澤 将 様
テーマ/「With/After コロナを見据えた働き方」対策について

去る11月11日に、「With/Afterコロナを見据えた働き方」対策セミナーを開催しました。コロナ禍の環境を考慮して、本年度は、Webセミナーの形式で視聴いただきました。講演内容は、以下の4つの項目でした。

1. コロナウイルス感染症予防措置と健康配慮義務

職場における「健康配慮義務」の具体的事例の説明がありました。もし、従業員がコロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合にどんな対応をすべきか、就業継続の判断についての解説がありました。

2. コロナ感染による労災認定と会社の使用者責任

厚生労働省のコロナウイルスによる労災認定基準の通達についての解説がありました。医師、看護師、介護従事者等とそれ以外の職業における認定基準の違いについて具体的事例が取り上げられました。

会社にかかる、債務不履行(安全配慮義務違反)と使用者責任について法的見解について解説がありました。

3. Withコロナで求められる働き方と就業管理のポイント

テレワーク(リモートワーク)、副業許可、出向、人員整理等を実施する際の注意点について、具体的な説明がありました。

4. 人財の採用と定着を左右する職場環境整備のポイント

優秀な人材を採用、定着させるための必要条件を、福利厚生、健康経営、人事評価等の面から、分かりやすい提案がありました。

今回は初めて、Web形式でセミナーを実施しました。開催を決めた当初は、少し不安感もありましたが、実際に行ってみてWebならではのメリットに気付くことができました。「職場において、誰でも気軽に参加できる」「チャットを利用できるので質問がしやすい」「移動時間を短縮できるので時間を有効活用できる」等です。

今後もWebセミナーを会員の皆さんに有効活用してもらえるように情宣活動を行っていきたく思います。

(報告者: AIG損害保険株式会社 宮脇 拓夫)



山田厚生委員長

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

- ◆ 第三年度の課税期間^{※1}の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間^{※2}に課税賃貸用^{※3}に供した場合は

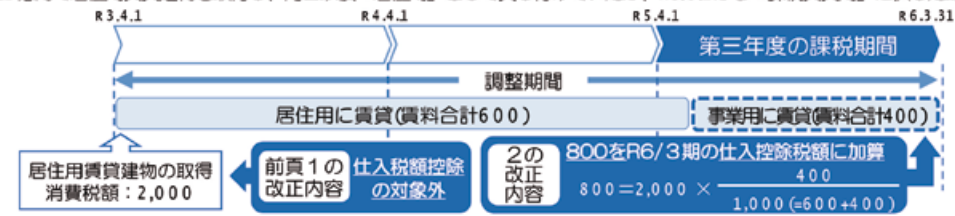
⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}} \times \text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(A)}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位: 万円 (税抜き)

(R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.6.1から「課税賃貸用」に供した場合)



- ◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合は

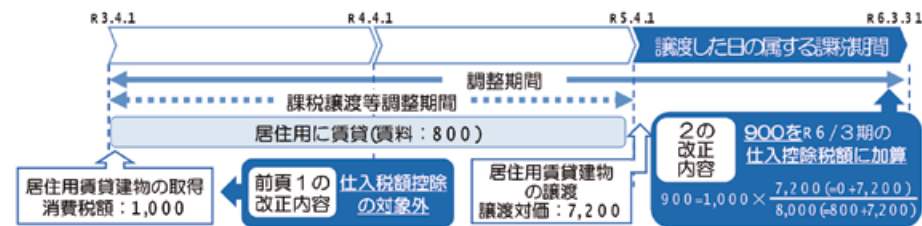
⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}} \times \text{課税譲渡等調整期間^{※5}に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(B) + 居住用賃貸建物の譲渡の対価の額^{※4}(C)}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位: 万円 (税抜き)

(R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合)



※1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。

※2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。

※3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。

※4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について植引き等(対価の返還等)がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。

※5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

Ⅲ. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかな場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合[※]については、消費税を非課税とすることとされました。

※ 貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかな場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合が該当します。

【適用開始時期】令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けから適用されます。

税を考える週間における広報活動

令和2年11月11日(水) ~ 17日(火)

JR尾張一宮駅東口iビルのコンコースに設置されている七夕ビジョン(コンコース西側:織姫ビジョン、コンコース東側:彦星ビジョン)を利用し、愛知県連が法人会の知名度向上と「税を考える週間」の周知を目的とした広報用画像を11月11日~17日に放映しました。



西側:織姫ビジョン



東側:彦星ビジョン

ポストコロナ時代を戦い抜く与信管理セミナー

令和2年10月14日(水) 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 2階大会議室 参加者/34名

① ポストコロナ時代を戦い抜く与信管理セミナー

講師：三井住友海上経営サポートセンター 齋藤 英樹 様

今回は、「ポストコロナ時代を戦い抜く与信管理セミナー」と題し、大きく3つのポイントにつきお話させていただきました。

【ポイント1】 新型コロナが企業に与える影響として、新型コロナウィルスが民間企業にどのような影響を与えているかについて

【ポイント2】 建設業を事例として、与信管理という観点でお取引先にどのように対応すべきか

お取引先との長いお付き合いや、信頼度によって、入金遅延の連絡を受け入れた場合どのような結果を招いてしまう可能性があるか。また、結果としてお取引先が倒産した場合、どれくらいの回収見込みがあるのか。最後に財務実績をみて倒産の原因が何だったか等、最初のお取引先とのやり取りから一連の流れで、ケース・スタディを通してご説明をさせていただきました。

【ポイント3】 取引先評価の着眼点(定量面・定性面)について

お取引先の評価をする際に活用できる情報をご説明させて頂いた後に、営業社員のチェックポイントはどのような点か、それぞれの評価対象となる資料のチェックポイントは何なのか等、定性面でのチェックポイントを解説致しました。また定量面でのチェックポイントにおいては、「安全性分析」「効率性分析」「収益性分析」「借入金の返済能力やキャッシュフロー」等、特にどの項目に注意してチェックすべきかご説明をさせていただきました。

最後に、コロナ禍で、お取引状況(環境)に不安な点が多いかと思われそうですが、同セミナーの後半で説明させて頂きました「(与信管理を貸倒保証制度へアウトソーシング)法人会貸倒保証制度」が、皆様の攻めの経営をサポートします!

(報告者：三井住友海上火災保険株式会社 一宮支社 山田 麻由)

② 取引信用保険とは?

第2部では、法人会様とタイアップして取扱をさせて頂いております「法人会貸倒保証制度」について概要、ご加入のメリット、手続き方法を簡単にご説明させて頂きました。

1つ目の概要につきましては、保険商品の紹介として制度のご説明をさせて頂き、与信管理をする上でのリスク管理の1つの手段としてどのようにリスクをカバー出来るかをご説明させて頂きました。

2つ目は、ご加入のメリットとしてポイント5つをご紹介致しました。プランによっては、全お取引先を自動的に補償できる点、新規取引先の開拓にご活用出来る点等、ご加入頂く上でのメリットもいくつかございます。与信管理だけでなく、与信管理の1つの手段としてご加入頂き、その後の新規活動にもぜひご活用頂ければと思います。

3つ目は、お手続き方法です。本セミナーでは、お時間の関係上、見積書を作成させて頂くまでに必要な情報2つをご紹介致しました。本保険商品は、「売上高」と「業種」の2つで簡単にお見積りを作成することが可能となっております。ご興味ある方は、ぜひご相談を頂ければと思います。

(説明者：三井住友海上火災保険株式会社 一宮支社 山田 麻由)

税経部会

税務経理研究部会

《9月例会》令和2年9月25日(金)

会場/一宮商工会議所 参加者/21名

講師/一宮税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官
青山 和生 様

テーマ/「新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における
税務上の措置および令和2年度の税制改正について」

《11月例会》令和2年11月17日(火)

会場/一宮商工会議所 参加者/19名

講師/税理士 村田 知英子 様
テーマ/「租税資料が語る一宮」

《12月例会》令和2年12月18日(金)

会場/一宮商工会議所 参加者/22名

講師/一宮税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
吉田 貴子 様

テーマ/「適格請求書等保存方式の概要について
(インボイス制度の理解のために)」

税経部会では、企業の経理担当者を中心としたメンバーにより、年に4～5回にわたり税に関する勉強会を行っています。

写真は、9月例会・11月例会・12月例会の様様です。



9月例会



11月例会



12月例会

青年部会

税務研修会

令和2年9月11日(金)

会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者/23名

本年度は、新型コロナウイルスによる影響で、ここまで年度当初から予定していた活動が中止に追い込まれましたが、万全の感染予防対策を講じて、税務研修会が行われました。

一宮税務署法人課税第一部門 統括国税調査官の吉田貴子様をお招きして「緊急経済対策における税制上の措置及び自主点検チェックシートの活用について」をテーマに講演を頂きました。

売上減少に伴う特例として、様々な支援策が講じられておりますが、税制上の猶予や軽減、給付金や助成金、またその要件を満たしているか否か、調べるだけでも手間となり、分かりづらい事も多くありました。この講演においては、関係資料を用いながら、ポイントを絞って実例を交えながらご説明頂き、自ら調べても今一理解しにくい事も、すんなりと理解できました。

自主点検チェックシートの活用については、法人税、消費税等の各税の誤りやすい主な事例を挙げて頂きながらご説明を頂きました。企業の成長には利益を上げる事は当然ですが、税制面の質を向上させる事も重要な要素です。チェックシートを活用することで、普段から領収証、帳簿等の管理を行えば、税務リスクの軽減にもつながります。まずは実践する事から始めようと思います。

本講演においては即戦力になる内容が多く、今一度見直す事で、企業の成長につながる事が期待できそうです。

コロナ禍において業務がお忙しい中、大変有意義なご講演を頂いた吉田様には心より感謝申し上げます。また、青年部会の皆様におかれましても、お忙しい中でご参加頂き、ありがとうございました。

(報告者：青年部会 副部長 石黒 港)

Zoomセミナー ～短期間で楽しく学ぶWEB 会議システム

令和2年9月4日(金) 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者/22名

先の役員会にて、今年度の事業として希望が多かったZoomセミナー。

女性部会会員もトレンドのリモート体験をしたい思いと、五藤部会長の「コロナ禍で法人会の各事業の開催が難しい中だからこそ会員の皆様と共に繋がって参りましょう。」との思いと相まとなり開催の運びとなりました。

時節柄、マスク着用、入室時に検温と手のアルコール消毒をし、密にならないように等細心の注意を払いました。

講師は、有限会社ピーシースタイル 代表取締役の齋藤真理子様、アシスタントに山元りえ様とお二人をお迎えしました。

私を含め、WEB会議システムは初挑戦の方がほとんどです。皆少し緊張気味の雰囲気の中始まりました。

齋藤先生は、システムについてパワーポイントを使ってテンポ良く説明下さり、いよいよ実体験です。

スマホ操作開始！齋藤先生がホストになり、皆をご招待してくれています。

アプリをインストール⇒ミーティングに参加⇒ミーティングパスワード入力⇒カメラOKビデオ付き⇒出ました！続々と皆の笑顔がスクリーンに映し出されます。感激！思わず画面に手を振ってしまいました。1時間のセミナーでしたが、とても充実した内容でした。

会議システムを使用する上での個人情報漏洩等の注意事項も教えて頂きました。今後、女性部会の会議がWEBで行える日も遠くありません。当日は、女性部会の若手役員さんもアシスタントとしてご活躍頂きました。

ありがとうございました。皆様、お疲れ様でした。

(報告者:女性部会 副部会長 大塚 えい子)



副署長講演会

令和2年10月9日(金) 会場/香楽 参加者/31名

去る10月9日(金)女性部会による講演会が、名古屋市東区の「香楽」にて開催されました。

講師として、一宮税務署筆頭副署長 根来貴世様、ご来賓として、一宮税務署法人第一部統括国税調査官 吉田貴子様をお迎えしての会となりました。

この日は朝から台風の影響で雨が降り、雲行きを心配しながらの会場入りでしたが、会場ではなんと五藤部会長をはじめ、何名の方がとても素敵なお着物姿でご参加されており、とても敬服いたしました。そんな華やかな会場で第一部「ある税務職員の日」と題し、講演会が始まりました。副署長様、一統様ご両人とも女性ということで勝手に親近感を覚えながら拝聴致しました。

根来副署長様は、国税庁税務大学校で教授として勤務されていた頃、1,000人位の研修生を前に講義をする当日の朝、起きたら声が出なくて焦ったが唯一出た高い声のトーンで何とか臨機応変に乗り切ったお話しや、研修生が懇親会後、門限を過ぎてしまい締め出されたエピソードなど、やさしいお顔で我が子を見守る母親のように話され、副署長様のお人柄があらわれたお話しを聞かせて頂き、ほのぼのとしたあたたかい気持ちになった事を覚えております。また、現在の職場は女性にとって、働き易いかとの質問には、女性の割合は現在3割くらいで休暇・休業制度も充実していて、男性の育児休暇・休業も率先して取らせている働き易い職場だと丁寧に答えていただきましたので、会員の中にはお孫さんを就職させたいとお考えの方もあったようですよ。

第二部は昼食会ですが、その前に小柳専務理事より、主税町の謂れや歴史、老舗「香楽」の風格ある建物の歴史等、ご紹介がありましたので、改めて格式ある店でお食事が頂ける喜びを感じながら、お食事が進められました。

とても美味しい懐石料理と素敵な器で心が満たされ幸せな一日となりました。

コロナ禍の中にありながら、この事業を行う勇気と万全な体制で会員の皆様をお迎えするため準備をしてくださりました役員の方々、本当にありがとうございました。(報告者:女性部会 事業・組織 副委員長 井田 利絵)



定例研修会

テーマ:《9月》新型コロナウイルス感染症を踏まえた緊急経済対策における税制上の措置について
《10月》消費税軽減税率制度導入後における税務上の留意点について

講師:一宮税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 青山 和生 様

一宮市民会館	9月16日(水)	94名
稲沢勤労福祉会館	9月24日(木)	63名
一宮市民会館	10月12日(月)	80名
稲沢勤労福祉会館	10月15日(木)	46名

一宮法人会では、年間6回、各2会場(一宮市・稲沢市)にて、一宮税務署の関係係官を講師にお招きして、税務に関する勉強会を開催しています。



年末調整説明会

テーマ:年末調整等に関する各種情報について

令和2年11月26日(木) 会場/一宮ファッションデザインセンター 参加者/114名

講師/一宮税務署 法人課税第六部門
上席国税調査官 高原 克弥 様

令和2年11月30日(月)

会場/稲沢勤労福祉会館 参加者/66名

講師/一宮税務署 法人課税第六部門
上席国税調査官 瀧野 伶子 様



本年度は税務署による「年末調整等説明会」の開催がありません。したがって、一宮法人会では、令和2年分の年末調整は改正事項が多いため控除誤り等に注意が必要ですので、年末調整に関する説明会を開催しました。

支部税務研修会(萩原支部税務研修会)

令和2年12月1日(火) 会場/萩原公民館 参加者/25名

テーマ:

新型コロナウイルス禍における税制上の対応策
および消費税軽減税率施行後の留意点について

講師:一宮税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
吉田 貴子 様



支部役員会・役員総会

祖父江支部	9月28日(月)	木曾川支部	10月28日(水)
萩原支部	10月5日(月)	平和支部	11月6日(金)
大徳支部	10月16日(金)		

はじめまして新会員の紹介 R2.9~R2.11 一宮法人会の新しいお仲間7社の皆さまです。(敬称略)

支部	法人名	代表者名	業種	紹介者名
大志	三井住友海上火災保険株式会社	梅澤 学	損害保険業	事務局
//	株式会社リンクス	伊藤 俊昭		大鹿株式会社
西成	株式会社ユーアールイー	浦田 勝矢	塗装業	エス・ビー建材株式会社
丹陽	株式会社トライト	尾崎まゆみ	福祉事業	
祖父江	株式会社愛知尾張商業	渡邊 一仁	電気通信工事業	美吉建設株式会社
//	下園興業株式会社	下園 敏文	管工事業	美吉建設株式会社
//	株式会社ライフファクトリーNEO	尾関 浩	建築業	

編集後記 a postscript by the editor

- ◎謹んで新年のお喜びを申し上げます。本年もよろしく願いいたします。
- ◎秋の叙勲・褒章では会員の木村孚男様、葛谷幸男様、林茂夫様が受章されました。心よりお祝い申し上げます。
- ◎税を考える週間では、長年の納税・一宮法人会活動に対し、多数の会員の方々が納税功労者として表彰されました。今後とも益々のご活躍を期待します。
- ◎税務広報では、ネットを利用した便利な機能の情報を掲載しています。密を避けるためにもぜひご活用を。
- ◎社会貢献事業は、コロナの収束が見通せない状況により残念ながら中止となりました。
- ◎税を考える週間では尾張一宮駅構内の七夕ビジョンを利用し法人会の広報活動を行いました。
- ◎昨年はコロナにより事業が延期や中止または縮小となり広報活動も停滞しました。2021年は早期にコロナが収まり法人会が活発な事業活動が出来ますよう祈願いたします。

《感謝T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第154号 令和3年1月(2021)発行

発行所 (公社) 一宮法人会

一宮市栄4丁目5番16号 (一宮税理士会館1階)

電話 (0586) 73-2134~5

FAX (0586) 73-5665

URL http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町15

電話 (058) 263-4101

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき...



痛みが長続きしている

健康診断の結果を見てもよくわからない

病院選びの基準がわからない

家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。*
- 24時間いつでも相談可能です。(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。お問い合わせは直接当社にお願いいたします。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社一宮営業所/
愛知県一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル2F)
TEL 052-685-6194

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8